

放射性物質汚染対策顧問会議の開催について

〔 平成 23 年 8 月 25 日
内閣官房長官決裁 〕

1. 趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染に関し、汚染地域の除染、がれきの処理、住民の健康調査、汚染の拡大防止に必要な規制その他の対策について総合的な調整を図るため、原発事故の収束及び再発防止担当大臣が当該分野に関する専門的知見を有する者に参集を求め、意見を聴くことを目的として、放射性物質汚染対策顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 顧問会議は、別紙に掲げる者により構成し、原発事故の収束及び再発防止担当大臣の下に開催する。
- (2) 原発事故の収束及び再発防止担当大臣は、別紙に掲げる者の中から、顧問会議の座長を依頼する。
- (3) 顧問会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

顧問会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

(別紙)

(五十音順)

- * 神谷 研二 福島県立医科大学副学長
広島大学原爆放射線医科学研究所長

- 熊谷 進 食品安全委員会委員長代理
東京大学名誉教授

- 近藤 駿介 原子力委員会委員長
東京大学名誉教授

- * 酒井 一夫 独立行政法人放射線医学総合研究所 放射線防護研究センター長
東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻客員教授

- * 佐々木 康人 社団法人日本アイソトープ協会常務理事
前(独)放射線医学総合研究所理事長

- 代谷 誠治 原子力安全委員会委員
京都大学名誉教授

- 高橋 知之 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会委員
京都大学准教授

- 丹羽 太貫 京都大学名誉教授

*は、原子力災害専門家グループのメンバー